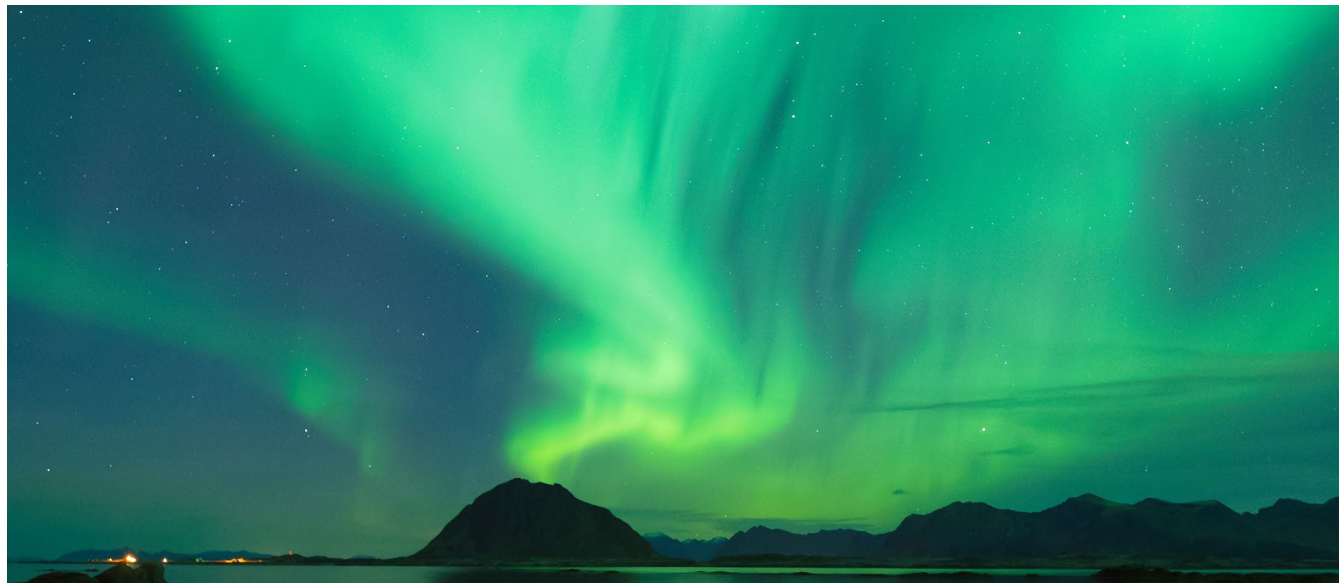




目次

- 背景
- [CSRDの適用範囲](#)
- 必要な開示
- [欧州サステナビリティ報告基準](#)
- [同等とみなす基準](#)
- [開示媒体](#)
- [情報のデジタル化](#)
- [第三者保証](#)
- [タイムラインと米国企業への影響](#)
- [EU諸国で重要な業務を行う米国企業における考慮事項](#)
- [追加情報の入手先](#)
- [連絡先](#)

## #DeloitteESGNow—EUの企業サステナビリティ報告指令のグローバル展開と米国企業への影響

### 背景

欧州連合（EU）の新たなサステナビリティ報告の要件は、EUで事業を展開している米国を拠点とする企業に影響を与え、米国で提案されている開示規則よりもはるかに範囲が広く、サステナビリティ報告の様相を根本的に変更することになります。2022年11月、欧州委員会（EC）と欧州議会は、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の[最終版](#)を承認しました。これは、ほとんどの企業が現在報告している内容をはるかに超えるサステナビリティ報告を要求し、これまでサステナビリティ報告が要求されていなかった多くの企業に適用となります。

CSRDは、EUに拠点を置く企業だけでなく、EU域内に1つでも子会社や支店がある米国拠点企業を含む、EU域内で重要な事業活動を行うすべての企業に影響があります。特定の非上場企業を含む多くの米国拠点企業は、これらの欧州のサステナビリティ報告義務の対象となり、SECの[気候関連の開示に関する規則案](#)<sup>1</sup>の要求事項と比べて、その実施時期はより迅速化される可能性があり、報告および保証の規則はより広範になる可能性があります。

<sup>1</sup> SEC規則案 Release No.33-11042, The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors

## CSRDの適用範囲

CSRDの適用は、それに基づく**欧州サステナビリティ報告書基準（ESRS）**と一緒に、5万社以上の企業に対して、より詳細なサステナビリティ報告の要求事項を導入することになります。CSRDの適用範囲は、既存の非財務情報開示指令（NFRD）よりはるかに広く、EUの規制市場に上場していない特定のEU域外企業または子会社にまで及び、以下が対象となります。

- （上場か非上場に関わらず）「会社」または「子会社」として、貸借対照表日において以下の基準のうち少なくとも2つを満たす企業として定義されるEUの大企業<sup>2</sup>
  - 総資産が2,000万ユーロ超
  - 純売上高が4,000万ユーロ超
  - 従業員が250人超
- EUで証券を上場している企業<sup>3</sup>、零細企業以外の中小規模の企業<sup>45</sup>（「中小企業」すなわちSME）を含む

上記の範囲には、EU域外の親会社の大規模な子会社（すなわち、すべてのEU企業は、その所有の起源や所在地に関わらず、これらの基準の対象となる）が含まれます。

### EU域外に親会社がある子会社に対する適用除外

EU域外に親会社がある子会社は、（1）親会社がESRSまたはECがESRSと**同等とみなす基準**に基づいて報告し、かつ、（2）連結サステナビリティ報告に対する保証報告または保証の結論が一般に利用可能である場合、CSRDに基づく情報開示が免除されます。しかし、親会社の連結レベルでの報告は、子会社のリスク及びインパクトについての十分な理解、及び子会社のデュー・ディリジェンス・プロセスについての情報を提供する必要があり、そのようなリスク、インパクト及びデュー・ディリジェンス・プロセスが連結グループのものとは相違する場合、当該情報も提供する必要があります。

免除を適用する子会社は、免除に関する一定の情報の開示が要求されます。

### EU規制市場に上場していないEU域外企業に対する要求事項

2028年1月1日に始まる会計年度から、EU域外親会社のEU域内大規模子会社およびEU域内上場子会社（または純売上高が4,000万ユーロを超える支店（EUの大規模子会社または上場子会社がない場合））は、親会社が過去2会計年度連続で、EU内で1億5,000万ユーロを超える純売上高を計上した場合、連結レベルで親会社のサステナビリティ報告を公表し、アクセス可能とする必要があります。これは、EUで重要な事業を行っている米国企業に対して、EU内外の事業全体を対象とするサステナビリティ報告を提供することが要求されることを意味します。

EUの子会社または支店が作成するサステナビリティ報告は、ECが2024年6月30日までに採択する予定のEU域外企業向けのサステナビリティ報告基準に従って作成されます。これらの基準はESRSとは異なります。また、ESRSまたはESRSと**同等とみなす基準**のいずれかに準拠して報告することも選択できます。

2 CSRDは会社規模の基準についてはEU会計指令を参照しており、したがって変更されていない。

3 具体的には、証券（通常、株式または債券）が欧州連合の規制市場での取引が認められた企業。EU域外の企業（「第三国企業」）にも同じ定義が適用される。

4 小規模企業とは、（1）総資産が400万ユーロ以下、（2）純売上高が800万ユーロ以下、（3）従業員数が50人以下、のうち少なくとも2つを満たす企業と定義される。

5 中規模企業とは、小規模企業に該当せず、（1）総資産が2,000万ユーロ以下、（2）純売上高が4,000万ユーロ以下、（3）従業員数が250人以下、のうち少なくとも2つを満たす企業と定義される。



## 点と点の接続

CSRDは、(1) サステナビリティ報告は、EU域外の最終親会社の連結情報をEU域外の最終親会社レベルで提供する必要があり、(2) EUの子会社または支店は、報告書の発行に必要な情報を得るために最善の努力を払う必要があるとしています。これにより、EU域外の親会社及びその世界的な活動全外がCSRDの範囲に入ると考えられます。ただし、EU域外の親会社のサステナビリティ報告を公表する責任を負う当事者はEU域外の親会社ではなく、EU子会社または支店となります。

## 必要な開示

CSRDの適用対象企業は、以下を開示することが求められます。

- サステナビリティ事項に関する情報
- 以下の理解に必要な情報：
  - 企業がサステナビリティ事項に与える影響
  - サステナビリティ事項が企業の成長、業績、財政状態に及ぼす影響

CSRDでは、「ダブル・マテリアリティ」の観点からの開示が求められ、これは、企業がサステナビリティのリスクと機会が財務上の業績、財政状態、成長に与える影響（財務の観点）だけでなく、企業の業績、財政状態、成長が人類や環境に与える影響（インパクトの観点）についても報告しなければならないことを意味しています。CSRDは、企業がそれぞれのマテリアリティの観点を独自に考慮し、財務の観点、インパクトの観点、またはその両方から重要な情報を開示することを規定しています。

## 欧州サステナビリティ報告基準

CSRDは、重要なサステナビリティに関連するすべてのトピックについて、企業が比較可能性と信頼性のある情報を開示することを確実にするために、その適用対象企業に対して、報告すべき情報と、必要に応じてその情報を報告するストラクチャーを定めたESRSを使用することを求めています。この要求事項を支持するために、ECは以下を採用します。

2023年6月30日



最初の全般規準一式

2024年6月30日



- 中小企業用基準
- セクター別基準
- EU域内で売上高が1億5,000万ユーロを超え、EU域内に大規模子会社または支店を有する、非上場のEU域外企業のための基準

ECは欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）にESRSの開発を委任しました。この委任の下、EFRAGは2022年4月に、[ESRSに関するプロジェクト・タスクフォースによって開発された最初の基準ドラフト](#)について市中協議を開始しました。協議期間は2022年8月8日に終了しました。

2022年11月15日、EFRAGサステナビリティ報告委員会は改訂ESRS草案を承認し、最終承認を得るためにECに提出しました。ECは、最終的なESRS草案が委任法令として2023年6月30日までに採択される前に、承認された12のESRS草案についてEUの機関および加盟国と協議します。この時点までは、ESRS「草案」と呼ばれます。

承認されたESRS草案は以下のとおりです。

| クロスカットिंग        |                            |                       |                      |                       |
|------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| ESRS 1<br>全般要求事項 |                            | ESRS 2<br>全般開示事項      |                      |                       |
| 環境               |                            |                       |                      |                       |
| ESRS E1<br>気候変動  | ESRS E2<br>汚染              | ESRS E3<br>水と海洋資源     | ESRS E4<br>生物多様性と生態系 | ESRS E5<br>資源利用と循環型経済 |
| 社会               |                            |                       |                      |                       |
| ESRS S1<br>自社従業員 | ESRS S2<br>バリューチェーンにおける労働者 | ESRS S3<br>影響を受ける地域社会 | ESRS S4<br>消費者と最終利用者 |                       |
| ガバナンス            |                            |                       |                      |                       |
| ESRS G1<br>業務行為  |                            |                       |                      |                       |

### 同等とみなす基準

ECは、米国の親会社などのEU域外企業が使用するサステナビリティ報告基準の同等性を決定する必要があります。ECは、第三国のサステナビリティ報告基準がESRSと同等ではないと判断した場合でも、適切な移行期間中においては、発行者がそのような基準を使用し続けることを認める可能性があります。この適用除外は、EU規制市場に上場している証券を持つEU域外企業にのみ適用されます。

ESRSの開示要求は広範にわたり、84個と見積られる開示要求は定量的開示と定性的開示の両方をカバーしており、気候関連の開示に関するSECが提案している規則が要求する範囲を超えていることに注意することが重要です。したがって、気候関連の開示に焦点が絞られていることや、CSRDが要求するようなダブル・マテリアリティではなく投資家にとっての重要性を重視していることを考えると、SECが提案する開示規則は、同等性が認められない可能性が高いと考えられます。

基準が同等と見なされるためには、次のことが必要になると考えられます。

- CSRDの観点と整合的なダブル・マテリアリティの観点をとること。すなわち、企業のリスク及び機会と、企業によるインパクトのそれぞれの観点から重要性を表すこと。
- サステナビリティに関する事項の開示を要求すること。
- サステナビリティ事項に対して及ぼす影響、および、サステナビリティ事項が企業の成長、業績、財政状態にどのように影響するか、を理解するために必要な情報の開示を要求すること。

### 開示媒体

CSRDでは、サステナビリティに関する情報を、年次報告書内のマネジメントレポートにおいて明確に識別可能な専用のセクションを設け、開示することを求めています。

## 情報のデジタル化

CSRDは、まだ開発されていないデジタルタクソニに従って、報告されたサステナビリティ情報にデジタルタグを付けることを企業に求めています。そのため、企業は財務諸表とマネジメントレポートをeXtensible HyperText Markup Language（XHTML）<sup>6</sup>で作成し、サステナビリティ報告書の読者が求めている情報を見つけやすいようにマークアップすることが求められます。

## 第三者保証

CSRDは、適用範囲内のすべての企業に対し、サステナビリティ報告の限定的保証を求めています。ECは、限定的保証から合理的保証への移行が、監査人および企業にとって実現可能かどうかを判断するための評価を実施します。この評価の後、ECは、2028年10月1日までに合理的保証のための保証基準を採択します。

保証提供者は、サステナビリティ報告基準の遵守に関する結論を含む保証報告書を提供します。報告書には、（1）この結論に達するために用いたプロセスの説明、（2）要求される電子タグ付け、（3）特定の他のEU法の下で要求される特定の開示が含まれる予定です。

## タイムラインと米国企業への影響

CSRDのタイムライン及び米国企業とその一部の子会社に与える影響は以下のとおりです。

|       | エンタープライズレベル                                                                                         |                                         |                              |                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
|       | 暦年期末の企業における報告                                                                                       |                                         |                              |                                 |
|       | 2024                                                                                                | 2025                                    | 2026                         | 2028                            |
| スコープ  | すでにNFRDの対象となっている米国企業の子会社                                                                            | 米国企業のすべての大規模EU子会社、またはEUの規制市場に上場している米国企業 | EUの規制市場に上場している米国企業のSME子会社    | 欧州連合で1億5,000万ユーロを超える事業を展開する米国企業 |
| 要求基準  | ESRS（または同等 <sup>7</sup> の基準）                                                                        |                                         | 開発され適用される相応の基準ESRS（または同等の基準） | ESRS、同等の基準または開発予定の代替基準          |
| 報告レベル | ESRSまたはそれと同等の基準に基づいて作成された非E.U.親会社の報告書に含まれていない限り、子会社単体 <sup>8</sup> 。一部米国企業においては、2028年1月1日時点の連結グループ。 |                                         |                              | EU域外活動を含む連結グループ                 |
| 保証    | 報告されたすべてのサステナビリティ情報に対する限定的保証                                                                        |                                         |                              | 報告されたすべてのサステナビリティ情報に対する限定的保証    |

## EU諸国で重要な業務を行う米国企業における考慮事項

EU諸国で重要な事業を行っている米国拠点企業は、以下の問題を考慮する必要があります。

- CSRD及びESRSの要求事項によって、自らの組織がどのような影響を受けるかの評価
- 現在確立されている自社の重要なサステナビリティトピックとCSRDのダブル・マテリアリティ要件の比較評価

6 XHTMLは、標準的なWebブラウザで開くことができる、可読形式です。

7 何が「同等」とみなされるかは、ECによって未だ決定されておらず、ECはまた、移行期間中、非EU上場企業を適用除外とする可能性があります。

8 ESRS（2029年まで）にもとづく統合EU報告書において、CSRDの範囲内にある共通の非EU親会社を持つEU子会社を開示するかもしれません。

- 必要なサステナビリティ情報を報告できるようにするためのデータプロセスとコントロールの整備。多くの米国拠点企業のCSRD適用日は数年先になるかもしれませんが、次のことを念頭に置いておく必要があります。
  - 気候関連の開示に関するSEC開示規則案に基づく気候と温室効果ガス排出に関するものよりもはるかに包括的なサステナビリティ報告の中に、財務報告サイクルを導入するよう企業に要求しています。
  - このより包括的なサステナビリティ報告の主題を、限定的保証の対象としています。

### 追加情報の入手先

以下のDeloitteのリソースは、企業が気候関連の開示に対するアプローチを評価するのに役立つ可能性があります。

- [ESG Financial Reporting](#)（気候関連やその他のESG問題に対処するための財務報告リソースを掲載したWebページ）。
- [Defining the Role of the Audit Committee in Overseeing ESG](#)

### 連絡先



**Kristen Sullivan**  
Partner  
Deloitte & Touche LLP  
+1 203 708 4593  
[ksullivan@deloitte.com](mailto:ksullivan@deloitte.com)



**Lauren Pesa**  
Partner  
Deloitte & Touche LLP  
+1 312 486 4647  
[lpesa@deloitte.com](mailto:lpesa@deloitte.com)



**Allie Bruflodt**  
Senior Manager  
Deloitte & Touche LLP  
+1 612 397 4172  
[abruflodt@deloitte.com](mailto:abruflodt@deloitte.com)



**Michelle Risman**  
Manager  
Deloitte & Touche LLP  
+1 312 482 2974  
[mrisman@deloitte.com](mailto:mrisman@deloitte.com)



**Kyle Boyce**  
Senior  
Deloitte & Touche LLP  
+1 415 783 4092  
[kyboyce@deloitte.com](mailto:kyboyce@deloitte.com)

## 財務担当役員向け説明会

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブWebキャストである"[Dbriefs](#)"にご参加ください。『[財務担当者向け報告書](#)』シリーズで扱っているトピックは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどである財務担当者向け報告書シリーズで扱っているトピックは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどである。また、Dbriefsは、CPEクレジットを取得するための便利で柔軟な方法を提供します。

## 定期購読

Dbriefsを購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](#)で登録してください。

## デロイト会計研究ツール

豊富な情報を手元に置いてください。デロイト会計研究ツール（DART）は、会計および財務に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SECの資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。

毎日更新されるDARTは、直感的なデザインとナビゲーションシステムを備えており、強力な検索機能とパーソナライズ機能を備えているため、ユーザーはいつでも、どのデバイスからでも、どのブラウザからでも、情報をすばやく見つけることができます。

DARTのコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者はデロイトのFASB会計基準法典化マニュアルのようなプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DARTの加入者などは、最近のニュース記事や出版物、その他のDARTへの追加情報へのリンクを提供するWeekly Accounting Roundupを[購読](#)することもできます。詳細、またはプレミアムDARTコンテンツの30日間無料トライアルにサインアップするには、[dart.deloitte.com](#)にアクセスしてください。

原文（英語）：[#DeloitteESGNow — Global Reach of the E.U. Corporate Sustainability Reporting Directive and the Impact on U.S. Companies](#)

注：本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

### [サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**



**IS 669126 / ISO 27001**



**BCMS 764479 / ISO 22301**